

松平肥後守足輕見部源八妻つるといふ者もと相州出生のよし、一體血の道持病にて、兎角氣を
ふさぐ證なりしに、三十五六歳の頃より頭髮常より殊の外伸び、五十五六歳に至り、凡髮の長さ
六尺餘りに成り、結びし餘り疊を曳ごとくなれども、固より病證なればにや、少しも無理におさ
めなどすれば、即時に氣分あしく、夜分なども臥せる夜具など疊みし上に倚かゝり、漸々眠に就
けり、さるあひだ食事の世話などはせじかど、他行は決して許さずりしよし、是亦一奇病なるべ
し。

〔新撰字鏡〕頁子之反、平、口上
毛、加、美、豆、比、介。

〔倭名類聚抄毛髮〕子之反、平、口上
毛髮說文云、髮子移反、和名
加、美、豆、比、介、口上髮也、髮上音須、下音冉、和

〔箋注倭名類聚抄毛髮〕所引須部文原書髮作鬚、按玉篇云、鬚或作髮、原書髮作須、按須本訓頤下毛

借爲鬚字、故須髮之須、俗從髮也、釋名口上曰髮髮姿也、爲姿容之美也、○申鬚俗須字、髮同鬚並見

廣韻原書云、須面毛也、又云頰頰須也、二字異訓此髮髮二字連文訓頤下毛與原書不同、按禮記禮
運正義引說文作髮謂頤下之毛、其訓與此合、今本說文作面毛恐誤然單訓髮字不連訓髮字釋名

亦云、口上曰髮、口下曰承漿、頤下曰髮、在頰耳旁曰髮、然則髮左頤下髮在頰不在頤下、源君連引非

是、但郭璞注西山經云、髮咽下須毛也、與說文釋名異、釋名又云、髮秀也、物成乃秀、人成而須生也、亦

取須體幹長而後生也、又云、髮隨口動搖冉々然也、

〔類聚名義抄影〕髮音茲、カミツ
髮正、髮、鬚、鬚俗

髮音、須ヒケ、ヒケ、、鬚如占反、煩毛、ヒケ、、髮シ

〔伊呂波字類抄加人體〕髮カムツヒゲ、、頤同

〔同志人體〕髮、シモツヒゲ

〔下學集支體〕髮二字

〔增補下學集支體〕髮口上

〔倭訓栞中編四〕がつらひげ

源氏に見ゆ、髮鬚の義也、細流におもづらひげ也といへり、